

### 埼玉県報

第 2 6 3 6 号 平成26年10月10日 金 曜 日

#### 目 次

#### 告示

- 埼玉県災害救助用缶入りパンに関する入札公告(入札課)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(共助社会づくり課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(共助社会づくり課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 狭山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)

#### 雑報

○ 第86回埼玉県環境影響評価技術審議会の開催(環境政策課)

埼玉県告示第千三百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十六年十月十日

#### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 埼玉県災害救助用缶入りパン 225,768食
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月25日(水)
- (4) 納入場所 仕様書のとおり。
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は 持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第 1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者である こと。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止 措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 宮下・西岡 電話048-830-5780(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月26日(水)午前10時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
  - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月25日(火)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月26日(水)午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成26年11月26日(水)午前10時10分

- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年11月5日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記25)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記 3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年10月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
  - (1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased: 225,768 servings of canned bread for Saitama Prefecture disaster relief
  - (2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301

Japan

Date/Time: Wednesday, November 26, 2014, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs · Supplies Procurement Group,

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301

Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., November 25, 2014

In Person: Must be received by 10:00 a.m., November 26, 2014

埼玉県告示第千三百四十一号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理した日から二月間、 におい ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十六年十月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国人権擁護協議会

三 代表者の氏名

石 川 和 男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市南河原七百三十九番地

五 定款に記載された目的

ľί 幸福に生活するための自然環境・社会環境並びに経済環境を整備する事業を行 この法人は、 全ての人類の人としての尊厳確保に寄与することを目的とする。 日本国民のみならず世界中の人類に対し、 全ての人々が平穏且つ

# 埼玉県告示第千三百四十二号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れ たので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す 書が提 ょ ıΣ

月間、 置く方法並びにインターネッ ttp://www.saitamaken-npo.net/) な 県民生活部共助社会づ 当該申請 に係る変更後の定款及び役員名簿を、 **|** くり課及び埼玉県西部地域 を利用する方法(埼玉県NP )により縦覧に供する。 振興センター 申請書を受理 〇情報ステー に し おい た日から二 ション(h て備え

平成二十六年十月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生物多様性農業支援センタ

三 代表者の氏名

原耕造

四 主たる事務所の所在地

(変更前)東京都町田市相原町四千七百七十

(変更後)埼玉県狭山市鵜ノ木十六 四十六 一〇三

五 定款に記載された目的

ムづく て、 まらず国際的連携を図りながら行なうとと の 技術 調査を行なう人材育成・研究の支援やシンポジウム等の啓発活動を国内にとど の価値観から全ての生きものと共生する この法人は、 生物多様性を活かした農業をはじめとして国民の ij 技を確立・ に寄与することを目的とする 全ての国民に対して、 普及し、 環境活動と経済活動がリ 地球市民であることの認識に立ち、 価値観 もに、 田 ん ^ の 食文化や暮らしに至るまで ぼ市民運動の普及を通じ ンクした社会、 転換を促すために、 経済システ 生きも 人間 中

埼玉県告示第千三百四十三号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

埼玉県知事 上田 清司

## | 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サミットストア戸田駅店

埼玉県戸田市新曽三百三十八番の二

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジェ イアー ル東日本都市開発 代表取締役 大川 博士

(変更後)株式会社ジェ イア ル東日本都市開発 代表取締役 出口 秀已

### 八 変更年月日

平成二十六年六月二十五日

### 二 届出年月日

平成二十六年九月十八日

### 二 縦覧期間

平成二十六年十月十日から平成二十七年二月十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

# 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

# イ 意見書提出期間

平成二十六年十月十日から平成二十七年二月十日まで

# 口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千三百四十四号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

戸田公園ショッピングセンター

埼玉県戸田市本町四丁目二千三十五番の一外

口 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジェ イア ル東日本都市開発 代表取締役 大川 博士

(変更後)株式会社ジェ イア ル東日本都市開発 代表取締役 出口 秀已

八 変更年月日

平成二十六年六月二十五日

二 届出年月日

平成二十六年九月十八日

二縦覧期間

平成二十六年十月十日から平成二十七年二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 て意見を有する者は、 当該大規模小売店舗の周辺

対し、 意見書の提出により、 これを述べ ることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十月十日から平成二十七年二月十日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千三百四十五号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十六年十月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇一〇 三〇 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三芳町大字藤久保字西九百六十二番六(外十筆)

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百十立方メートル

埼玉県告示第千三百四十六号

て縦覧に供する。 二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第 狭山市長から狭山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、

平成二十六年十月十日

埼玉県告示第千三百四十七号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 同条第三項の

平成二十六年十月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名

称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県熊谷市本町一丁目七十三番地	合資会社大谷禎助商店
埼玉県熊谷市上之六百四十三番地一	株式会社エムコー ポレーション

一 取消年月日

平成二十六年十月七日

埼玉県告示第千三百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十日

- 1 購入等件名及び数量埼玉県立特別支援学校塙保己一学園及び埼玉県立上尾特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年 8 月19日
- 4 落札者の氏名及び住所 丸大観光株式会社 埼玉県入間市扇町屋 4 丁目 1 番35号
- 5 落札金額 258,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年7月8日

埼玉県告示第千三百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十日

- 1 購入等件名及び数量埼玉県立熊谷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年 8 月19日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間1丁目20番36号
- 5 落札金額 715,983,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年7月8日

埼玉県告示第千三百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十日

- 1 購入等件名及び数量埼玉県立大宮北特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年 8 月19日
- 4 落札者の氏名及び住所 関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 落札金額 253,260,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年7月8日

埼玉県告示第千三百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十日

- 1 購入等件名及び数量埼玉県立越谷西特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年 8 月19日
- 4 落札者の氏名及び住所 関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 落札金額 272,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年7月8日

埼玉県告示第千三百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十日

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年 8 月19日
- 4 落札者の氏名及び住所 イーグルバス株式会社 埼玉県川越市中原町2丁目8番地2
- 5 落札金額 440,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年7月8日

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百五十五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年六月十三日

指令川建セ第二六 二九 号

一 検査済証番号

平成二十六年九月二十四日

川建セ第二六 九四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三六七二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字小川一七番地一 ホ ー ユウパレス九 三号

松本淳

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月十日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十五年八月三十日

指令川建セ第二五〇〇六六〇号

一 検査済証番号

平成二十六年十月六日

川建セ第二六〇〇九六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字青山字川久保一四七二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀五一八番地三 ヒルズソレアードー 二号室

小澤 郁夫

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月十日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年九月三十日

指令川建セ第二四〇〇八四一号

一 検査済証番号

平成二十六年十月六日

川建セ第二六〇〇九九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字水穴五百十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋四百四十六番地

稲元 謙太

稲元 静江

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十六年十月三日

指令越建セ第二六〇〇〇五一号

一 検査済証番号

平成二十六年十月八日

越建セ第二八〇―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千二百七十三番、 四千二百七十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根四千二百七十四番地

山中 信廣

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十六年九月二十二日

指令越建セ第一八〇一三二三号

一 検査済証番号

平成二十六年十月八日

越建セ第二八一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千三百三十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿三百四十三番地一

鈴木 義一

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、 この会議の傍聴を希望する者は、 次に定める手続に従っ て傍聴するものと

する。

平成二十六年十月十日

埼玉県環境影響評価技術審議会会長柳憲一郎

一開催日時

平成二十六年十月三十日 (木)十時から

一 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十九号

あけぼのビル五〇一会議室

三議題

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る環境影響評価準備書について

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。 傍聴希望者は、 会議の開催予定時刻までに、 当該会議の会場にお い ζ 埼玉県

傍聴の手続は抽選とする。 ただし、定員に満たない場合抽選は行わない。

六 問合せ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境影響評価技術審議会事務局(埼玉県環境部環境政策課企画・ 環境影

響評価担当)

電話〇四八 (八三〇) 三〇四一